

## 第5章 利用料金

### 第14条 (利用料金)

1

#### 〔訪問介護〕

介護保険負担分【金額は1割負担分・2割負担の方は下記金額×2・3割負担の方は×3】

1回あたり	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
身体介護	166円	249円	395円	577円に30分を 増すごとに +83円

1回あたり	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	182円	224円

初回加算	+200円/回
緊急時訪問介護加算	1回につき+100円
生活機能向上連携加算	1月につき +100円 (3ヶ月)
介護職員処遇改善加算	所定単位数 × 0.137
介護職員特定処遇改善加算	所定単位数 × 0.042

\*上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

\*基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります

\*生活向上連携加算については、自立支援型のサービスの提供を促進し、ご利用者様の在宅に於ける生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーションの実施時にサービス提供責任者と訪問リハビリテーション専門職が、同時にご利用者様宅に訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成し、それに基づいてサービス提供を行った場合に、初回の訪問から3か月間、ひと月毎の料金となります。

\*初回加算については、新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供者が、自ら訪問介護を実施した場合又は訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合の料金となります。

\*緊急時訪問介護加算については、ご利用者様やご家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない身体介護を行った場合の料金です。

\*やむを得ない事情で、かつご利用者様の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

## 2 [諏訪広域連合介護予防・日常生活支援総合事業]

- ・訪問型サービス（独自）（現行相当）

介護保険負担金【金額は1割負担分。2割負担の方は下記金額×2。3割負担の方は×3】

1月あたり	週1回 (要支援1・2)	週2回 (要支援1・2)	週3回 (要支援2)
	1,172円	2,342円	3,715円
初回加算	200円/回		
生活機能向上連携加算	1月につき +100円（3ヶ月）		
介護職員処遇改善加算	所定単位数 × 0.137		
介護職員特定処遇改善加算	所定単位数 × 0.042		

\*上記の料金設定の基本となる回数は実際のサービス回数ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画書（ケアプラン）に定められた回数を基準とします。

- ・訪問型サービス（独自・定率）（サービスA）（緩和型）

介護保険負担金【金額は1割負担分。2割負担の方は下記金額×2。3割負担の方は×3】

生活援助（1回あたり）	226円
生活機能向上連携加算	1月につき +100円（3ヶ月）
介護職員処遇改善加算	所定単位数 × 0.137
介護職員特定処遇改善加算	所定単位数 × 0.042

\*介護保険が適用になるご利用者様が、まだ要介護又は要支援認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額を一旦お支払い頂いた上で、要介護又は要支援認定を受けた後、ご利用者様負担額を除く額が介護保険から支払われます。

\*給付制限を受けた場合等は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。後日、給付制限が解除された場合、領収書を保険者（市区町村）の窓口に提示して承認された後に、ご利用者様負担分を除いた金額が払い戻されます。

## 第15条（交通費）

サービス従事者がご利用者様宅を訪問する際にかかる交通費に関しては、第4条に記載するサービス提供地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は別途実費がかかります。その実費とは、当事業所とご利用者様宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供地域以外の区間での公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費〔20円／Km〕となります。

2. 生活援助に係わる買物・薬の受け取り等により、事業所の自動車を使用した場合、ご利用者様宅から目的地までの往復の交通費〔20円／Km〕をご負担して頂きます。なお、買い物の店舗についてはご利用者様と相談して決めた店舗の1か所のみとさせて頂きます。
3. 1及び2ともに自動車を利用する際にご利用者様の同乗は出来ません。